

環境影響評価審査書

空見スラッジリサイクルセンター(仮称)建設事業に係る環境影響評価準備書についての名古屋市環境影響評価条例第22条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成18年9月27日

名古屋市長 松 原 武 久

空見スラッジリサイクルセンター(仮称)建設事業は、下水汚泥焼却炉を始めとした下水汚泥処理施設の建設を行う大規模な公共事業であり、工事が数期に区分され段階的に行われるため、工事に伴う周辺環境への影響が長期にわたると考えられます。また、当該事業予定地は名古屋港内の埋立造成された工業地域にあり、その西側にはラムサール条約登録湿地が近接しています。

そのため、環境影響評価の実施に当たっては、当該事業に係る環境影響評価準備書に記載された内容を適正に実施するとともに、以下の事項について対応が必要です。

1 事業の目的及び内容に関すること

(1) 施設規模について

事業計画の内容に関して、市民にその必要性や妥当性がよく理解されるよう、本事業の前提となる下水処理の将来計画の内容について、分かりやすく説明すること。

(2) 施設計画について

緑地の面積だけでなく、周辺緑地との連続性や生物の生息環境等について配慮するなど緑化計画の内容に関する基本的な考え方を示すこと。

2 予測・評価に関すること

(1) 大気質

ア 建設機械の稼働に伴う影響及び工事用車両の走行に伴う影響を個別に予測しているが、それらが重なって周囲に影響を及ぼすことも考えられるため、それらの複合影響について予測・評価を行うこと。

イ ラムサール条約登録湿地に飛来する鳥類への影響について、大気質の影響が事業予定地西側で最大と考えられる第2期以降の施設工事時における予測・評価を行うこと。

ウ ラムサール条約登録湿地に飛来する鳥類への影響の観点から、焼却炉の煙突からの排ガス温度の広がりについて示すこと。

(2) 騒音・振動・低周波空気振動

ア ラムサール条約登録湿地に飛来する鳥類への影響について、騒音・振動の影響が事業予定地西側で最大と考えられる第2期以降の施設工事時における予測・評価を行うこと。

イ 騒音源データより、攪拌機から低周波空気振動が発生していると考えられるため、低周波空気振動の発生源として攪拌機を追加し予測・評価を行うこと。

(3) 植物・動物

ア 植栽種の選定に当たっては、外来種の移入を避けるため、周辺地域の潜在自然植生に配慮した種の選定を行うこと。

イ 緑地を整備する際には、植栽種の配置を検討することにより、そこに生育・生息する生物の多様性に配慮すること。また、その維持管理に当たっては、長期的な視点に立って、事業予定地に生息する動物を始めとした生態系の維持に配慮すること。

(4) 景観

遠景からの調査及び予測の結果を示す写真等については、事業の実施による事業予定地及びその周辺の景観の変化を適切に判断できるように、できる限り実際に目で見た状態に近い大きさを示すこと。

3 環境保全措置に関すること

(1) 水質・地下水

事業予定地内の地下水には環境基準を超える有害物質が含まれているので、排出先の公共用水域の環境保全のため、排水量・排出濃度の低減を図ること。

また、掘削土を事業予定地内の盛土として再利用する計画であることから、降雨に伴う浮遊物質の公共用水域への流出の低減を図ること。

(2) 土壌

事業予定地内の土壌には環境基準を超える有害物質が含まれているので、工事に伴う土壌の飛散等を防止すること。

4 事後調査に関すること

(1) 大気質、騒音・振動、動物

大気質、騒音・振動及び動物の項目について、ラムサール条約登録湿地に飛来する鳥類への影響が事業予定地西側で最大と考えられる第2期以降の施設工事時においても事後調査を行うこと。

(2) 地下水

事業予定地内の地下水には環境基準を超える有害物質が含まれているので、掘削工事に伴い排水する地下水について、水質の確認を当該工事前にも行うこと。

5 その他

評価書の作成に当たっては、市民意見に適切に対応するとともに、大気質、騒音・振動、地盤、温室効果ガス等、景観等の項目において予測・評価の基礎となるデータを適切に示し、分かりやすい内容となるよう努めること。